

訪問看護ご利用料金など

介護保険による予防訪問看護

要支援

介護保険による訪問看護をご利用できるのは介護保険の被保険者で、要介護状態の認定を受けて主治医が訪問看護の必要を認めた方です。ご利用料金は以下の表をご参照下さい。

	種類	サービスの提供時間	単位数	自己負担額(1割)	自己負担額(2割)	自己負担額(3割)	
基本訪問看護料金	予防訪問看護 I 1	20分未満	302	309円/回	618円/回	927円/回	
	予防訪問看護 I 2	30分未満	450	460円/回	920円/回	1380円/回	
	予防訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	792	809円/回	1618円/回	2427円/回	
	予防訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	1087	1110円/回	2220円/回	3330円/回	
	予防訪問看護 I 5 (セラピストによる訪問看護)	20分未満	283	289円/回	578円/回	867円/回	
		20分以上40分未満	566	578円/回	1156円/回	1734円/回	
	予防訪問看護 I 5・超	40分以上60分未満	426	435円/回	870円/回	1305円/回	
加算	夜間・早朝料金 深夜料金	通常の1.25倍 通常の1.5倍					
	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	勤続7年以上の職員を30%以上配置している 場合に算定。	6	7円/回	14円/回	21円/回	
	サービス提供 体制強化加算(Ⅱ)	勤続3年以上の職員を30%以上配置している 場合に算定。	3	4円/回	8円/回	12円/回	
	複数名訪問加算	看護師が2名で訪問した場合	30分未満	254	260円/回	520円/回	780円/回
			60分未満	402	411円/回	822円/回	1233円/回
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対して、90分以上の 訪問看護を実施した場合	300	307円/月	614円/月	921円/月	
	特別管理加算	特別な管理(厚生大臣が定めるもの)が必要な 場合に算定。状態により2段階に設定。	I)500 II)250	I)511円/月 II)256円/月	I)1022円/月 II)512円/月	I)1533円/月 II)768円/月	
	緊急訪問時加算	24時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に 応じて訪問を行う場合に算定。	574	587円/月	1174円/月	1761円/月	
	退院時共同指導加算	医療機関から退院後の訪問看護について、医療機関と 共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定。	600	613円/月	1226円/月	1839円/月	
	初回加算	新規に訪問看護を開始する場合、初回月に算定。 ※退院時共同指導加算を算定する場合は算定できない。	300	307円/月	614円/月	921円/月	
訪問看護体制加算	一定の条件を満たす体制のステーションである場合に 算定。 ※条件については、ご契約時にお知らせいたします。	100	103円/月	206円/月	309円/月		

- ※ サービス提供体制強化加算は、(イ)または(ロ)のいずれか該当する方を算定します。
- ※ 要支援のまま1年を超えるご利用となった場合は、セラピストによる訪問については1回につき5単位の減算となります。
- ※ ご利用料自己負担額は、1単位10.21円(地域加算)で計算された金額の1割(1円未満切り上げ)または、2割、3割となります。
- ※ 介護保険の他、医療保険、公費負担制度もお取り扱いします。
- ※ エンゼルケア(¥5,500または¥11,000)など、介護保険適用外のサービスにつきましては、消費税をいただきます。

共立会・宝寿苑訪問看護ステーション
〒675-0057
加古川市東神吉町神吉708-1
TEL(直通) 079-432-2533